

日本における外国人の権利論に関する一考察

溝淵 裕

本稿は、外国人の権利に関する議論を、国民統合と差別という観点から考察したものである。

キーワード：外国人、類型化、差別

目次

- 1 はじめに
- 2 外国人の類型化
- 3 外国人と差別問題
- 4 差別の克服

1 はじめに

2009年出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正され、外国人の出入国の管理のみでなく、在留中の管理も、在留カードによって、法務省が一元的におこなうこととなった。他方、外国人登録法を廃止して、外国人住民も住民基本台帳法によって、日本人住民と同様に市町村の行政サービスを提供する方向性が出されている。¹⁾

法務省はこの改正を受ける形で、2010年3月、第4次出入国管理基本計画を公表し、1) 「活力ある豊かな社会」実現のため、アジアの経済成長を日本に取り込む、そのためにアジアからの外国人を積極的に受け入れること、2) 他方「安全、安心な社会」実現のため、外

1) 多賀谷一照「新たな在留管理制度の導入と入管法制のあり方」法律のひろば 2009年11月号4～12ページ

国人による犯罪防止に努めること、3)「外国人との共生社会」実現のため、外国人住民の利便性の向上に努める、また非正規の在留者についても状況に応じて適切な判断をしていく、とする。²⁾

日本にとって、良い外国人は受け入れるが、悪い外国人は排除する、というこれまでの出入国管理政策を変更するわけではないが、少子高齢化による低成長時代において、より積極的な外国人受け入れに向かうことが予想される。

2008年の外国人登録者(90日以上日本に在留する外国人)は、220万人を超え、私たちが、日常生活において、外国人と接することも多くなってきている。多くの地域で外国人との交流会がおこなわれ、公民館等を利用したボランティアによる日本語教室も開かれている。しかし他方で、「外国人は出て行け。」というような排外主義的感情を持つ人も増えているように思われる。自分たちの安全を脅かす恐ろしい人たちとして外国人を見ることが、警察やマスコミによって、広く宣伝されてきたようにも思われる。

日本は、永住を目的にした新規入国の外国人を受け入れていないので、移民国家ではないとされる。西ヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国と比べて、外国人の人口比率はなお低い。しかし確かに外国人登録者の人口比率は1.7%程度であるが、国際結婚数4万人前後(6%)、両親とも外国人か両親の片方が外国人の子供の出生数3万人(3%)、帰化数1万5千人、留学生の日本企業への就職1万以上という状況で、外国人あるいは外国出身者が、日本社会の構成員として無視できない数になっているのも事実である。

外国人犯罪が過大に宣伝されるが、日本社会の様々なレベルで外国人との交流が広がることで、国家と国家の間の緊張も緩和されることが、もっと強調されるべきである。国家間の外交だけでなく、民間で多様に外交がなされているのである。そのため、国家は、数十年前に比べて、確実に、戦争をしにくくなっている。外国人との「共生」は、日本の安全保障の手段でもあるのではないか。

本稿は、今後、さらに外国人との交流が不可欠であり、地域で居住する外国人と共生していくことが必要であるとの立場から、いかに外国人の権利を保障していくべきかを考察する。そして外国人の日本社会への統合と権利保障が結びつくこと、そのために、外国人への差別をなくす政策が必要であることを論じる。

2 外国人の類型化

人は、いかにして外国人になるのであろうか。まず考えられるのは移動である。国境を越えて他国に入国すると、通常その土地では、その人は、外国人として扱われる。本来、よそ

2) 法務省ホームページ <http://www.immi-moj.go.jp/seisaku/keikaku100330>

から来た人が外国人（異邦人）なのである。しかし戦争などの結果、領土変更がなされ、偶然に外国人となる場合もあれば、国籍法制によって、生まれたときにその国の国籍を取得できず、外国人となる場合もある。

戦後日本の外国人問題は、当初、後者のような人々の問題であった。かつて大日本帝国臣民であった旧植民地出身者（その多くは在日朝鮮人、ここでは国籍ではなく外国人登録において当初一律につけられた名前として朝鮮人とする。）の日本国籍は、日本の敗戦と植民地の独立によって、日本に居住している人々も含めて一律に喪失した。国籍は、本人の意思にかわりなく、変わりうる。移動をとまなうことなく、偶然、外国人になることもありうる³⁾。さらに出生による国籍取得について血統主義をとっていれば、その国で生まれても、外国人のままである。日本で生まれ、日本の学校に行き、日本で就職する、しかし、国籍は日本ではない。

そのような人々を、日本国籍を持たないことゆえに、日本国籍保持者と異なった法的取扱をすることは、正しいことなのだろうか。外国人というけど、別の国に帰る場所を持っている人と、日本を故郷とし、そこにしか帰る場所をもたない人を同じように扱っていいのだろうか。

日本国憲法は、国民に基本的人権を保障しているのであり、外国人には日本国憲法第3章の人権条項は適用されない。しかし一定の外国人には、人権条項が、準用される。萩野芳夫氏のいわゆる外国人への人権条項準用説であるが、「実態において千差万別の外国人を、その実態に即して、ある場合には国民に等しい法的地位を認め、他の場合には法的保護の外におくことこそが、具体的に妥当な外国人処遇となり、いわゆる国家の安全とも調和する」としている。⁴⁾ この見解は、生活の実態が、日本国籍保持者と同様の、旧植民地出身者とその子孫については、日本に帰化して日本国籍を持っているかどうかにかかわらず、国民に等しい法的地位を認めるべきである、という主張を擁護するものであった。

権利の性質上、入国の自由、在留権、社会権、参政権、公務就任権は、日本国民にのみ保障される権利であり、外国人には保障されない、というのが通説、判例の立場である。仮に参政権の問題を留保したとしても、在留権、社会権等の外国人に保障されないとされる権利が、日本にしか帰る場所を持たない人に保障されないことは、その人の生活を極めて不安定なものにする。1970年代まで、国民年金から公営住宅への入居、日本育英会の奨学金貸与にいたるまで、外国人は旧植民地出身者を含めて、一律に社会保障から排除されていた。このような不公正を正すために、すくなくとも、旧植民地出身者で引き続き日本に在住してい

3) 大沼保昭『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』（東信堂、2004年）参照

4) 萩野芳夫『国籍・出入国と憲法』（勁草書房、1982年）437ページ

る人とその子孫には、憲法上も、社会権や入国の自由、在留権、一定の範囲の公務員に就職する権利（職業選択の自由）が保障されるべきであるとされる。

1980年代後半から、いわゆるニューカマーと呼ばれる、新たに日本に来て、日本に居住する外国人が増加する。2008年、旧植民地出身者とその子孫である特別永住者よりも一般永住者のほうが数の上で多くなる。

ヨーロッパにおける永住市民権（デニズンシップ）概念を評価する近藤敦氏は、「段階的市民権」概念を提唱する。外国人は、3つの承認ルールによって、入国後、従来国民の権利とされてきた諸権利を順次享受する。非正規滞在者は、在留特別許可によって正規化されると居住市民となる。居住市民は、永住資格を得ることで永住市民となる。永住市民は、帰化によって国民となる。⁵⁾

日本国憲法の人権条項をそれら各段階において適切に適用するため、「立憲性質説」が提唱される。日本国憲法の人権条項の中で、権利の主体が明文で「何人も」とされている条項は、外国人にもすべて適用される。「国民は」とされている条項は、権利の性質から日本国民にのみ保障されるものを除いて外国人にも適用される。日本国憲法11条、97条は、「現在及び将来の国民」に基本的人権を保障するとするが、将来の日本国民には、現在は外国人であるけれど将来日本国民になる可能性のある人が含まれるので、そのような人には、将来の日本国民として人権条項が適用される。⁶⁾

日本国憲法22条1項は、「居住」の自由を「何人」にも保障している。それゆえ、居住の自由は外国人にも保障される。非正規滞在者であっても、「居住」の自由が保障される。但し、非正規滞在者の居住の自由は「公共の福祉」によって制約されるので、退去強制手続をとれないわけではない。しかしそれは、憲法の保護の外側でなされるのではない。退去強制手続も憲法の制約の元でなされねばならない。非正規滞在者が正規滞在者になることで、「公共の福祉」による制約の程度は減少する。正規滞在者が永住資格を得れば、国民と同じ「公共の福祉」による制約の程度にいたる。

外国人を類型化して、その外国人が日本との関係を深める程度に応じて、権利保障を日本国民に近づけていくという考え方は、抽象的に外国人の権利を論ずるより、実効的な権利保障となるように思われる。日本において権利保障がなされる必要がある外国人にこそ権利保障されなければならないのであり、そのような外国人とは、日本に永住する人であり、長期に居住する人である。

他方、日本に永住する外国人や長期に居住する外国人は、日本との関係が深まるに応じて、

5) 近藤敦『外国人の人権と市民権』（明石書店、2001年）343ページ

6) 同上274～278ページ、近藤敦編『外国人の法的地位と人権擁護』（明石書店、2002年）23ページ

日本社会の構成員という実態をもち始める。長期に日本に居住しているのに、日本社会と無関係でいるのは、日本社会にとっても、その外国人にとっても不幸なことと思われる。日本社会と無関係な外国人社会が生まれることは、日本という国家の統一を脅かすものであるし、外国人が日本社会から排除された状態で暮らすことは、その人の「健康で文化的な」生活を危うくする。外国人は、日本社会の構成員という実態をもつことによって、日本国民により近い権利を享有することになり、日本国民により近い権利を享有することによって、日本社会の構成員であるという意識をもつことになる。

マクリーン訴訟最高裁判決（最高裁判所大法廷判決昭和53年10月4日）が、「外国人に対する憲法の基本的人権の保障は……外国人在留制度のわく内で与えられているにすぎない」としたことによって、出入国管理立法や出入国管理行政を憲法の人権条項によって制約することが困難になったとされる⁷⁾。外国人に一定の権利が認められるとしても、それが外国人在留制度のわく内で認められるに過ぎず、在留期間の更新や再入国許可について、それらの権利を行使したことで、不利益な扱いを受けるならば、それらの権利を行使することはためられる。外国人にそれらの権利が認められるというならば、それらの権利を行使したことについて、何らかの制裁がなされるのはおかしい。出入国管理システムも憲法や法律の外側でなされるのではなく、憲法秩序の内側でなされねばならない。

出入国管理行政が、広範に行政裁量にゆだねられ、「法治国家を凌駕する行政統治・裁判に負けて申立人の利益を守る」⁸⁾ような状態であることは、外国人の権利を損なうだけでなく、法秩序の安定性も損ない、様々な不正、腐敗の温床にもなりうる。

しかし外国人入国者の数が飛躍的に増加し、個別対応が不可能になり、何らかの機械的処理が不可避となると、何らかの基準を設定して、その基準に照らして対応することが不可避になる。その基準に照らして、外国人を類型化するわけである。一定の基準が設定されると、その基準に適合しない取扱は、違法かどうかはともかく、おかしいということになりうる。基準と異なった扱いをすることに、入管当局は、説得力のある説明をしなければならない。

30万人を超えていた非正規滞在者が、2009年には、10万人以下になっている。在留資格なし、で在留している外国人にたいする取締りの強化による面もあるが、在留資格なし、でも、長期に在住して日本社会とのかかわりが深くなった、そのような人に正規の在留資格を認めることで、入管への出頭を促すこともなされた。入管法50条1項4号は、退去強制手続において、「異議申出」に理由がない場合でも、「その他法務大臣が特別に在留を許可すべ

7) 日比野勤「外国人の人権(2)」法学教室217号43ページ、高佐智美「外国人の人権・現代国際社会における出入国管理のあり方」ジュリスト1378号65ページ

8) 丹野清人「特別在留許可の法社会学」大原社会問題研究所雑誌582号
<http://oohara.mt.tama.housei.ac.jp/oz/582/582-01.pdf> 24ページ

き事情があると認めるとき」は在留特別許可を与えることができるとする。許可は法務大臣の自由裁量によってなされる。しかし在留特別許可が年間数千件から1万件を超える状況において、それがルーティンワークとなるがゆえに、個別的判断ではなく、類型的な処理がなされることになる。⁹⁾ 類型的処理をするには類型化の基準がなければならない。

法務省は、当初、組織内部の通達（公表されていなかった）で基準を定めていたが、2006年に「在留特別許可に係るガイドライン」を公表している。日本国民又は特別永住者との家族関係のあること、初等中等教育に通う子供がいること、難病の治療などの特に考慮する積極要素及び自発的出頭や滞在期間の長さなどのその他の積極要素を、重大犯罪歴、重大な入管法違反などの消極要素と総合して在留特別許可の可否を判断する。¹⁰⁾

一定の基準を設定して対処するということになれば、それと異なった扱いは恣意的であるという疑いを抱かせる。基準の法的拘束力にかかわらず、その基準でなされた決定の積み重ねは、同様の事例についての異なった扱いを、不公平と感じさせる。「外国人に有利に考慮すべき事項について、実務上、明示的又は黙示的に基準が設けられ、それに基づく運用がなされているときは、平等原則の要請からして、特段の事情がない限り、その基準を無視することは許されない。」（東京地裁判決平成15年9月15日）¹¹⁾

在留資格なしで、非正規に滞在している人を、法務省もマスコミも不法滞在者と呼んできた。いかにもアンダーグラウンドで隠れて生きているかのような印象をいだかせる。しかしこれまで在留資格なしでも市町村の窓口で外国人登録できたし、子供が日本の学校に入学することもできた。非正規滞在者が、劣悪な労働条件で就労しているという説もあるし、入管への通報を恐れて労災その他の労働者の権利を主張できないという状況もありうるだろう。それゆえ非正規滞在者の正規化（アムネ스티）が、いわゆる不法移民対策として各国で問題になる。他方で、日本で働く非正規滞在者の状況は、景気動向や個人の資質によって多様であり、それほど悪い労働条件ではない人もいる、日本人がやりたがらない仕事を熱心に勤めてきた、独立して自ら経営者になる人もいる、との見解もある。¹²⁾

非正規滞在者が、在留資格なしで、長期間、日本で生活できたのは、日本社会が、その人々たちを必要としていたからであり、警察や入管も、入管法違反ではあるが、ある程度大目に見てきたからである。1990年代には「取り締まり強化をタテマエとした緩やかな排除」¹³⁾

9) 同上11ページ

10) 法務省ホームページ「在留特別許可に係るガイドラインの見直しについて」平成21年7月法務省入国管理局

11) 近藤敦「在留特別許可の新傾向・児童の権利条約と比例原則を採用したアミネ事件にみる」法学セミナー590号67ページ

12) 鈴木江理子「日本で働く非正規滞在者・彼らは「好ましくない外国人労働者」なのか？」（明石書店、2009年）参照

がなされてきたのであり、その結果、非正規滞在のまま長期に日本で居住する人々が生じた。その人たちの長期滞在は、ある程度、日本の外国人労働者受け入れ政策の結果なのであり、日本という国家がむしろその責任を負わなければならないのではないかと。

ところで、外国人の類型化によって、その外国人の実態に応じた権利保障を考えることは、ある一定の外国人に権利を保障し、別の外国人には権利を保障しないという区別をすることである。日本社会と深く関係を持った外国人にはより権利が保障され、日本社会に疎遠な外国人には権利が保障されないということは、言い換えると、日本により統合されている外国人に権利を保障し、そうでない外国人は権利を保障しないということである。

このことは、国籍と市民権を別の意味に理解し、国籍保持者以外に市民権を拡大していくことで、一定の外国人に国籍保持者と同等の権利を認める立場においても問題となりうる。ナショナリティといっても、シティズンシップといっても国家という政治的共同体への帰属の問題であり、そこにはその集団に包摂される人と排除される人の問題が必ず生じる。シティズンシップ（市民権）という言葉を使っても、「人権と帰属のあいだの緊張」¹⁴⁾は、問題となりうる。

誰かを包摂し、誰かを排除することが、不可避であるとする、それが差別にならないためには、どのようなことを考慮する必要があるのだろうか。

3 外国人と差別問題

2008年6月4日、最高裁判所は、日本人父とフィリピン人母の間に生まれた非嫡出子が、国籍法3条1項により、法務大臣への届出によって日本国籍を取得できないのは、準正によって嫡出子となった子供あるいは出生前に認知されていた子供と比べて、「日本国籍の取得において著しく不利益な差別的取り扱いを生じさせている」ので準正子と同様に、届出によって日本国籍を取得できると判断すべきであるとした。¹⁵⁾ 国籍取得の基準設定は、立法府の裁量判断にゆだねられるが、「合理的理由のない差別的取り扱いとなるときは、憲法14条1項違反の問題が生ずることは言うまでもない」¹⁶⁾とされる。最高裁は、国籍法3条1項が届出による国籍取得について準正を要件としたことについて、1984年の制度設定時点においては、日本との密接な結びつきを示すものとして合理的な基準であったとする。しかし社会通念や社会状況の変化によって、日本との密接な結びつきを準正によってはかることは、もはや合理性がなくなつたと考える。

13) 同上93～98ページ

14) 大中一彌「越境するシティズンシップとポスト植民地主義」加藤哲郎他編『国民国家の境界』（日本経済評論社、2010年）30ページ

15) 最高裁判所平成20年6月4日大法廷判決判例時報2002号15ページ

16) 同上13ページ

この判断は、日本人父と外国人母との間に生まれた非嫡出子の国籍取得に限定されたものではあるが、「子にとっては自らの意思や努力によっては変えることのできない」問題であるから、慎重に検討することが必要であるとされる。¹⁷⁾

ところで、人は誰も、自らの意思や努力で、誰の子供として生まれるか、どこで生まれるかを決定できない。父又は母が日本国民の子供として生まれるか、あるいは日本で生まれるかフィリピンで生まれるかは、偶然である。にもかかわらず、あるときは日本国籍を取得し、あるときは日本国籍を取得しない。できる限り、意思や努力によって、人の人生が決定されるべきだとすれば、国籍取得についても、成人になってから、本人の意思や努力で取得すべきものなのかもしれない。しかし現実には、常に、人は運命的に、どこかに帰属することになる。それは個人に先行して社会があることを示している。だれも育てる人がいなければ人間は生きていけない。国家への帰属についても、意思や努力にかかわらず、最初の線引きがなされている。

日本人父と外国人母の非嫡出子の日本国籍取得について、最高裁が、差別であると考えた前提として、国籍法の原則が血統主義である、日本人と血のつながった人は原則日本人であるとの考えがあったのではないか。血統主義を制度のベースラインと理解して、そこからずれる例外を、そのずれに合理的理由があるかどうか判断し、もはや合理的理由はないと考えたのが最高裁の法廷意見であるとされる。¹⁸⁾

日本国憲法前文に、「日本国民は、……われらとわれらの子孫のために、……この憲法を確定する。」とあるが、少なくとも、「われらの子孫」が日本国民のベースにあることを否定することはできないのではないか。その上で、将来の日本国民には、外国から移住してきた人も含まれると考えたらよいのではないか。¹⁹⁾

国家が社会契約によって成立するという擬制は、理性的な国家形成に結びつく良きイデオロギーであると思われるが、現実には、様々な帰属感情によって、人々は「われわれ感情」をもつ。そのような「われわれ感情」によって国家の統一が維持されることは否定できないのではないか。そのような「われわれ感情」は、必ず「あいつら」を前提にしている。「われわれ日本国民」は、必ず「あいつら外国人」を前提にしている。重要なのは、「われわれ感情」をできるだけ排他的なものにしないことである。「われわれ」と「あいつら」が、敵対しなければならないわけではない。「あいつら」を蔑視したり、嫌悪することが、少なく

17) 同上 13 ページ

18) 長谷部恭男『憲法の境界』（羽鳥書店、2009年）64～67 ページ

19) 東京高等裁判所判決昭和 57 年 6 月 23 日判決判例時報 1045 号 79 ページは、「われらとは現在の日本国民を指し、われらの子孫とは将来の日本国民を指すと解すべきであって、後者が前者の血統上の子孫を指すと解することはできない」とする。

なれば少なくなるほど、「われわれ」の安全も保てるのではないか。差別が問題なのは、「あいつら」の安全を損ない「あいつら」を過酷な状態におくからなのであるが、それはまた「われわれ」の安全や安心を脅かすものでもあることに注意する必要がある。国家は、国家の統一や秩序を維持するためにも、深刻な差別を規制する責任がある。

それゆえ判例が、憲法14条1項前段の「法の下に平等」という文言と後段の「差別されない」という文言を同じ意味に使い、差別禁止の特別の意味をとらえようとしなないことは問題である。²⁰⁾ 合理的理由がないのに異なった扱いをすることが、法的に差別を認定する基準であると考えられてきた。しかし、むしろ差別問題の本質は、「特定の類型に向けられた蔑視感情・嫌悪感」が広く共有されることによって、被差別者が、過酷な状態に置かれることにある。²¹⁾ 嫡出子と非嫡出子を異なって扱うことに、もはや社会通念が合理性を感じないにもかかわらず、そのような制度を続けることは「平等」原則に反する問題であるけれど、それは差別禁止の課題とは別である。社会通念が非嫡出子をもはや蔑視、嫌悪してないにもかかわらず、非嫡出子を不利に扱っているのがおかしいのではなく、むしろ社会通念が、非嫡出子を蔑視し、嫌悪しているときに、法制度がそれを助長し、非嫡出子を過酷な状況におくことを、差別禁止条項は問題とする。差別をなくすという課題は、人々の差別的な社会通念を変えていくという問題であり、憲法14条1項後段の差別禁止条項も、そのような課題を背負っていると理解すべきである。

国家とはネイションステイツ（国民国家＝民族国家）である場合、国民と外国人の区別が、民族への帰属と重ねられる。国民も民族も、決して自然にできるわけではないが、そのような意識の下で、外国人差別と民族差別が重なる。

日本において外国人差別の問題は、まず、在日朝鮮人差別の問題であった。しかし在日朝鮮人差別とは、外国人に対する蔑視、嫌悪というより、民族としての朝鮮人への蔑視、嫌悪の問題であった。在日朝鮮人は、戦前、日本国籍を持っていたが、戦後、外国人とされることで、様々な法的差別が正当化された。憲法14条1項後段は「人種、信条、性別、社会的身分又は門地によって」差別されないとするが、国籍ははずされている。日本国憲法の制定過程で、文言上、内外人平等を意味する条項は、はずされる。14条1項後段の事由が例示であり、国籍による合理的理由のない差別も禁止されるとすると、列記事項から国籍が外れているのは問題ないとも理解できるが、差別禁止条項に特別な意味があると解すれば、人種差別（民族差別も含める。）が国籍差別よりもより強く規制されることになるとの理解ができる。

20) 木村草太『平等なき平等条項論』（東京大学出版会、2008年）

21) 同上184～189ページ

在日朝鮮人が、帰化していない人も、日本式の名前を名乗ることが多いのは、朝鮮名を使うと差別されるからである。差別がひどいから、自らの出自を隠す必要があった。帰化する場合には、日本名にすることを行政指導された。国家は、日本への同化政策として、差別されないためには日本名を名乗るべきだと行政指導してきた。これは差別を利用して、国民統合が進められることを示している。「同化へのアフターケア」として戸籍に創始改名による日本名を父母の氏名にも使うことが認められた。戸籍には、どこにも朝鮮出身であることを残さないことができる。²²⁾

在日朝鮮人が帰化すると、戸籍に、「新日本人」と記載するというデマが、1980年代まで、在日朝鮮人社会でまことしやかに語られていたという。²³⁾ 民族差別なのであるから、日本国籍を取得しても差別は続くという意識である。また「新平民」という部落差別用語の類推で、そのようなデマが流れていることは、部落差別と朝鮮人差別には、差別者、被差別者の心理に、共通のものがあることをうかがわせる。解放令後の戸籍作成に、江戸時代の身分を記載する差別的戸籍があったことは指摘されている²⁴⁾ が、「新平民」という言葉は、戸籍とは関係のない差別用語である。

外国人であるということを理由に異なった扱いがなされる場合、それが、特定の人種や民族に属する人を排除する口実になっていないかどうかを検討する必要がある。外国人学校出身者の大学入試受験資格を認めないのが、専ら朝鮮人学校出身者の受験資格を認めないという趣旨でなされていたとすれば、国籍差別ではなく民族差別である。雇用機会均等法は、女性という属性で雇用差別をすることを全面的に禁止しているが、身長や転勤可能かどうかなど、別の基準で異なった扱いをする場合も、それが専ら女性を排除する目的でなされたならば、間接差別として、女性差別と認定できるとする。国民と外国人の異なった扱いも、それが、特定の人種や民族を排除する目的でなされているならば、人種差別であり、正当な理由がある余地は少なくなる。

4 差別の克服

人はなぜ差別をするのであろうか。「差別は、いわば暗黙の快樂なのだ」²⁵⁾ とか「癒しとしての差別」²⁶⁾ といわれるように、人は差別をすることで、優越感情をもつことができ、自尊心を満足させる。自尊心が人間の基本的感情であるならば、差別をなくすのは困難であ

22) 金英達『在日朝鮮人の帰化』（明石書店、1990年）51～54ページ

23) 同上 258～273ページ

24) 解放出版社編『部落問題・資料と解説（第3版）』（解放出版社、1993年）190ページ

25) 野中広務・辛淑玉『差別と日本人』（角川書店、2009年）18ページ

26) 八木晃介『「癒し」としての差別』（批評社、2004年）表題

る。木村草太氏は、過酷な差別現象をもたらすのは、〈共有された差別感情〉であり、個人が個人的な劣位存在の認識と〈個人的な差別感情〉に基づき自尊心を形成する社会が実現すれば、過酷な差別現象は生じないとする。²⁷⁾ 問題は、〈共有された差別感情〉を法規制や啓発によって、いかに取り除くかということになる。個人が集団に埋没しないで強くなり、国家が反差別の規制によって集団的偏見を取り除く、という戦略である。本当に強い個人が生まれてくれば、国家規制は必要なくなる。

他方、被差別者の、傷を癒すために必要なこととして「エンパワーメント」という言葉が使われてきたが、そこで重要なことも、被差別者の自己尊重の回復ということである。森田ゆり氏は、その自己尊重を保証する条件のうち、最も重要なものが、その人を支えてくれるコミュニティへの帰属意識だという。²⁸⁾

水平社宣言は、この際われらの中より、人間を尊敬することによって自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、むしろ必然である、という。差別された人々が、自己尊重の感情を取り戻すには、非差別者の集団運動が必要であり、そこへの帰属意識が必要であった。現実の個人は自立して生きているわけではないし、個人の自立がいつの時代も尊重されたわけではない。

日本人への帰属意識から朝鮮人を差別する人々に対して、朝鮮人への帰属意識によって自尊心を回復する、ということは、これまで、むしろ主流の考え方だったのではないか。そのうえで、民族的帰属意識を自己のアイデンティティのすべてにしてしまうのではなく、それを相対化するのが課題ではなかろうか。

グローバリゼーションの中で、international communication (国際コミュニケーション) より intercultural communication (多文化コミュニケーション) という言葉が使われてくるが多くなっているといわれる。ナショナルなものが唯一の帰属対象ではなくなり、数あるヴァリエーションのひとつとなっている。²⁹⁾ 新しい外国人が日本に居住する中で、日本と異なる、言語や宗教、文化を共有する人々のコミュニティが、日本にもできてきている。そのようなコミュニティは、差別に対するシェルターになりうるし、差別を告発する運動体にもなりうるかもしれない。法がそのようなコミュニティを敵視するのではなく、支援していくことが、差別を抑制する力になるのではないか。その上でそのような外国人コミュニティ構成員と日本社会構成員が交流する道筋をつけることが重要であると思われる。国際結婚をした家族、外国人が働く企業、子供が通う学校などは、そのような交流の接点となる。

27) 木村草太前掲 187 ページ

28) 森田ゆり『エンパワーメントと人権』(解放出版社、1998年) 57～66 ページ

29) 岡村圭子「多文化共生社会におけるくくに」と言葉 増谷英樹編『移民・難民・外国人労働者と多文化共生』(有志舎、2009年) 183 ページ

国家は、多様な外国人を統治するのに、一定の類型化をおこなっていく。国家からすればそれは外国人を国民に統合する過程であるといえる。他方それは、外国人が国民と同様の権利を付与されていく過程でもある。その線引きにおいて差別がなされることもある。しかしそのような線引きを、固定的なものと考えする必要はない。国家によって決定された線引きを基準にして、自己のアイデンティティを形成する必然性はない。

国民統合が不必要というわけではないが、その統合のあり方として、文化的多様性を認めるほうが、優れているように思われる。文化的に多様であっても、一定の経済的同質性が維持されれば、すなわち極端な貧富の差が生じていなければ、国民統合は可能ではないか。